

議案第36号

大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市自転車駐車場の附置等に関する条例（平成22年大阪市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第1（第4条関係） [表 略] 備考 [1～7 略] 8 この表において、「郵便局」とは、郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務（ <u>簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）第2条に規定する郵便窓口業務を含む。</u> ）の用に供する施設をいう。 [9～11 略]	別表第1（第4条関係） [表 同左] 備考 [1～7 同左] 8 この表において、「郵便局」とは、郵便法（昭和22年法律第165号）の規定により行う郵便の業務（ <u>郵便窓口業務の委託等に関する法律（昭和24年法律第213号）第2条に規定する郵便窓口業務を含む。</u> ）の用に供する施設をいう。 [9～11 同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

施設を新築する場合の自転車駐車場の設置に関する規定を整備するため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。